

# 公的研究費の不正使用防止の基本方針

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定 令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、株式会社トリプル・アイにおける競争的研究資金（以下「公的研究費」という）の不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要な事項を定める。

## 1. 責任体系の明確化

- (1) 公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役（社長）がその任にあたる。
- (2) 最高責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして統括管理責任者を置き、総務部長がその任にあたる。
- (3) 社内の各部門における公的研究費の運営・管理について実施状況を確認するとともに、コンプライアンス教育を実施するものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、各部門の部長がその任にあたる。

## 2. ルールの明確化・統一化

- (1) 統括管理責任者は、公的研究費に関する統一的な事務処理ルールを定め、構成員に周知する。
- (2) 物品購入、出張費用等の出費に際し、事務担当者が社内ルールに則り証憑書類に基づき精算する。

## 3. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の受領・使用にあたってのルールと社内手続きのルールの遵守を念頭に、コンプライアンスの重要性の自覚とその周知に努め、定期的に啓発活動を行う。

## 4. 不正防止計画の策定と実施

最高管理責任者の指揮の下、統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者および防止計画推進部署は、公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、優先的に取り組むべき事項を中心に実施すると共に、不正防止計画が実効性のある内容となるよう、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検・見直しを行う。

## 5. 公的研究費に関する相談・通報窓口

公的研究費に関するルールの相談窓口や社内外からの不正行為等に関する通報の窓口を総務部に設ける。

## 6. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、発注、納品、検収、支払等の状況確認、会計確認を適宜行う。

以 上

令和 3 年 4 月 1 日  
株式会社 トリプル・アイ  
代表取締役 勝 木 謙 三

## 公的研究費の不正使用防止に関する取り組み

株式会社トリプル・アイでは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定 令和3年2月1日改正）に沿って、研究活動における公的研究費の適正な運営：管理及び不正使用を防止するための対応に関する規程を定め、その規程に則り以下の体制を整備しています。

### 公的研究費の使用に関する行動規範

当社は、公的研究費による研究の運営・管理に関わる全ての従業員に対する行動規範を作成しております。「公的研究費の使用に関する行動規範」（2017年4月1日）

### 公的研究費の不正使用防止の基本方針

当社は、公的研究費の不正使用防止の基本方針を定めています。「公的研究費の不正使用防止の基本方針」（2017年4月1日）

### 公的研究費の管理体制

当社では、公的研究費の適切な管理のために、以下の責任者を定めています。

- ・最高管理責任者：社長
- ・統括管理責任者：総務部長
- ・コンプライアンス推進責任者：研究活動、公的研究費の運営・管理に関わる各部部長

### 相談・通報窓口

当社では、不正行為等に関する相談・通報窓口を以下のとおり設置しています。

株式会社トリプル・アイ 総務部

〒606-8436 京都市左京区栗田口烏居町 47 番地

TEL:075-762-0777 FAX:075-762-0776

Eメール：[info@te-tripleeye.com](mailto:info@te-tripleeye.com)

### 公的研究費に関わる物品の調達について

当社では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に従って、各取引業者様にもご協力をお願いしております。当該ガイドライン及び当社「公的研究費の使用に関する行動規範」につきましてご理解をいただき、公的研究費に関わる一定以上の物品を納入していただく取引業者様には、「取引に関わる誓約書」のご提出をお願いいたします。事情ご高察のうえ、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

# 公的研究費の使用に関する行動規範

2017(平成 29)年 4 月 1 日

株式会社 トリプル・アイ

最高管理責任者

代表取締役 勝 木 謙 三

公的研究費の運営・管理に関わる全ての当社従業員は、以下の規範に従って行動しなければならない。

1. 公的研究費による研究の経費は公正に使用し、不正を行ってはならない。
2. 公的研究費による研究の経費使用に関する不正に加担してはならず、不正使用を未然に防ぐよう努めなければならない。
3. 公的研究費による研究の経費使用に関する不正を周囲の者に行わせたり、勧めたりしてはならない。
4. 公的研究費による研究の経費は、コンプライアンスを遵守して運用・管理を行い、取引業者との適正な関係の構築に努めなければならない。

以 上